行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代から50歳代の女性（推定）、茶色長髪、体格中肉、血液型Ａ型、着衣は、ジャンパー、Ｔシャツ、ジーパン、パンティー、ブラジャー、ナプキン、所持品は腕時計１個、サンダル１個（右足）、ショルダーバッグ１個、歯ブラシ１本、デオドラントスプレー１個

上記の者は平成27年８月25日坂井市三国町安島64―１―１越前三国湊海船や北西方約110ｍ先付近の海中で発見された。死亡推定日時は平成27年８月24日頃（推定）。死因は溺死。

身元不明につき当市において茶毘に付し、納骨堂に安置しているので、心あたりの方は当市社会福祉課まで申し出て下さい。

平成28年２月17日

福井県　　坂井市長　坂本　憲男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢60～70代、身長175～180㎝（推定）、黒ジャージ上下、黒ベスト（ＬＬサイズ）、ズボン、帽子、靴、リュックサック、眼鏡（茶色）、死因不詳、死亡日時平成26年12月頃（推定）、遺留金品なし

上記の者は、平成27年12月22日午後１時00分に兵庫県神戸市垂水区塩屋台３丁目の旗振山山中で発見されたもので、火葬に付し、遺骨は保管しています。お心当たりの方は、神戸市垂水区保護課まで申し出てください。

平成28年２月17日

兵庫県　　神戸市垂水区長　竹田　尚弘

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日

宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　神奈川県横浜市元浜町一丁目８番地（判明している最後の住所）
氏名　大谷　傅吉
２　通知の内容
文書番号　都第865―232号　平成27年12月28日
従前の土地
所在　宮古市田老字館が森127番２
地目　宅地
登記簿地積　103.63㎡
基準地積　103.81㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番抵当権
部分　全部
権利価額　1,881,771円
換地処分後の土地
街区画地番号　39街区４画地
所在　宮古市田老一丁目19番４
地目　宅地
地積　107.41㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　1,881,608円
清算金精算額　交付　163円
うち供託すべき金額　163円
記事（土地所有者）　林本　　満
従前の土地
所在　宮古市田老字館が森131番２
地目　宅地
登記簿地積　148.76㎡
基準地積　149.01㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番抵当権
部分　全部
権利価額　2,522,734円
換地処分後の土地
街区画地番号　38街区15画地
所在　宮古市田老一丁目13番７
地目　宅地
地積　143.53㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　2,522,535円
清算金精算額　交付　199円
うち供託すべき金額　199円
記事（土地所有者）　細井とも子
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日

宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岐阜県岐阜市則武2596番地22
氏名　羽方美智子
２　通知の内容
文書番号　都第865―211号　平成27年12月28日
所有者の住所及び氏名
住所　山形県田川郡東栄村大字楳字早稲田59番地
氏名　坂本　ハマ　外９名
従前の土地
所在　宮古市田老字館が森52番
地目　宅地
登記簿地積　291.37㎡
基準地積　291.86㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番抵当権
部分　全部
権利価額　5,029,906円
換地処分後の土地
街区画地番号　21街区１画地
所在　宮古市田老一丁目29番１
地目　宅地
地積　279.53㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　5,029,585円
清算金精算額　交付　321円
うち供託すべき金額　321円
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日

宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳